

家畜衛生だより

令和7年度第28号（鶏） 令和7年12月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

兵庫県の採卵鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザ発生！ (国内家きん7例目)

【所在地】兵庫県姫路市

【飼養状況】約24万羽(採卵鶏)

【経緯】

(1)12月15日(月)

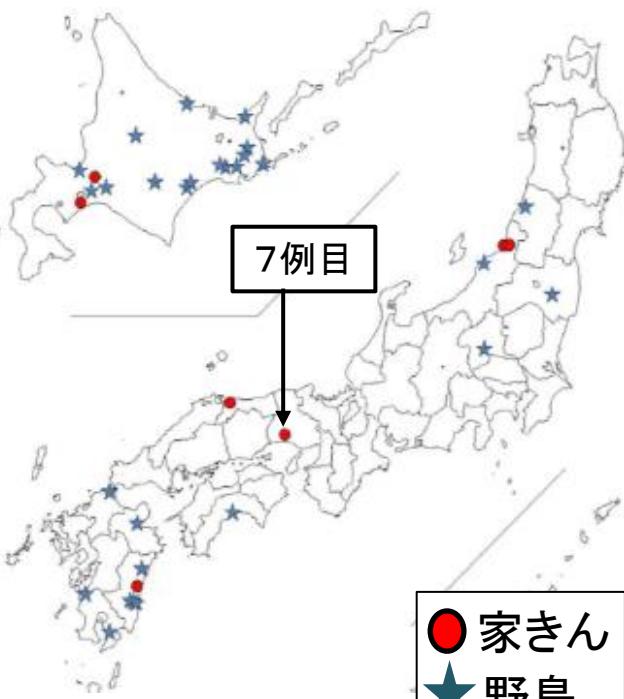
兵庫県姫路市の農場から死亡羽数
が増加した旨の通報を受け、県が
立入検査を実施。簡易検査で
陽性を確認。

(2)12月16日(火)

遺伝子検査の結果、高病原性鳥
インフルエンザの疑似患畜であること
を確認。

(3)12月19日(金)現在

殺処分を継続中。



(野鳥発生状況:令和7年12月16日時点)
(家きん発生状況:令和7年12月16日時点)

衛生管理・防疫対策を徹底し、農場を鳥インフルエンザから守りましょう！！

- 卫生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等
- 卫生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 卫生管理区域に立ちに入る車両の消毒等
- 家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等
- 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ねずみ及び害虫の駆除

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

家きんの飼養衛生管理基準に 大臣指定地域が規定されます



家きんの飼養衛生管理基準において、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている地域を予め指定(大臣指定地域)し、地域内の農場は追加措置を講ずることとなる項が新設されます(令和8年1月1日施行予定)。

〈千葉県内の大臣指定地域〉

- ・全域: 旭市、香取郡多古町、山武郡横芝光町、匝瑳市、銚子市
- ・一部地域: 香取郡東庄町、香取市、山武郡芝山町、山武市、成田市(詳細な地名は下記の表に記載)

市町村	市未満の地名	南部家保管内には該当地域はありません
香取郡東庄町	大久保、舟戸、八重穂、大友、神田、笹川い、笹川ろ、高部、窪野谷、東和田、夏目、今郡、石出、羽計、小座、谷津、粟野、平山、新宿、小貝野、青馬、東今泉、小南、宮野台	
香取市	九美上、新里、岩部、福田、岩ヶ崎台、八筋川、貝塚、府馬、八本、神生、山倉、沢、竹之内、久保、油田、長山、本矢作、下飯田、大根、大角、新々田、新市場、小見、岡飯田、南原地新田、北原地新田、伊地山、川頭、玉造、玉造2丁目、大崎、入会地、古内、志高、釜塚、山川、和泉、阿玉台、阿玉川、布野、五郷内、山之辺、鳩山、龍谷、桐谷、仁良、助沢、田部、苅毛、内野、西田部、長岡、小川、白井、旗鉾、荒北、返田、下小野、高萩、米野井、牧野、境島、下小川、佐原イ、佐原口、佐原ハ、佐原二、佐原木、篠原イ、観音、三島、羽根川、長島、与倉、中洲、加藤洲、大島、北1~3丁目、野田、市和田、新部、篠原口	
山武郡芝山町	香山新田、大台、上吹入、下吹入、小池、山中、宮崎、高谷、殿部田、小原子、芝山、境	
山武市	蓮沼イ、蓮沼口、蓮沼ハ、蓮沼二、蓮沼木、蓮沼平、松尾町小川、松尾町本柏、松尾町下之郷、松尾町木刀、松尾町富士見台、松尾町広根、松尾町古和、松尾町祝田、松尾町下野、松尾町水深、松尾町五反田、松尾町蕪木、松尾町武野里、松尾町大堤、松尾町松尾、松尾町上大蔵、松尾町八田、松尾町下大蔵、松尾町本水深、松尾町高富、松尾町猿尾、松尾町引越、松尾町田越、松尾町借毛本郷、松尾町折戸、松尾町金尾、松尾町谷津、松尾町山室、柴原、小松、富田、富田幸谷、上横地、下横地、寺崎、草深、井之内、早船、富口、木戸、松ヶ谷、五木田	
成田市	古込、三里塚御料、馬乗里、大沼、東ノ台、横山、伊能、官林	

大臣指定地域内の農場は次ページのような取り組みの検討・準備を行ってください！

地域内での高病原性鳥インフルエンザ 発生に対する準備

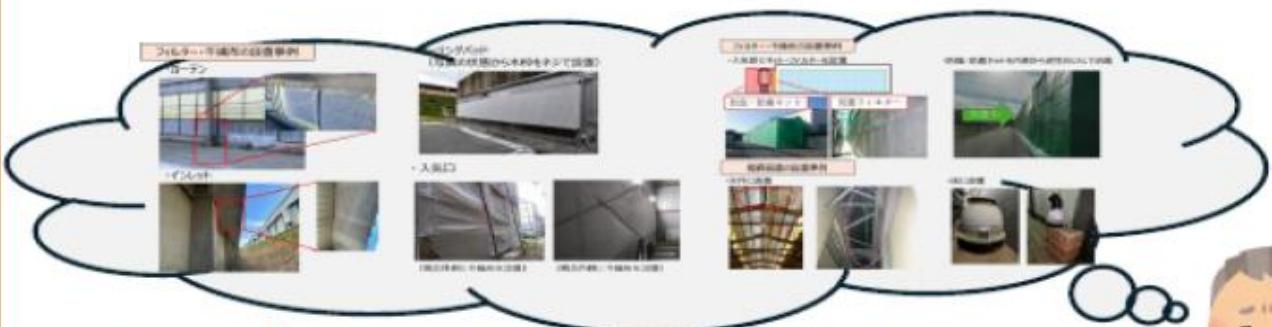
消毒薬の備蓄

- 家きん舎周辺を消毒するのに十分な消毒薬の量を確保



塵埃対策の準備

- 入気口周辺対策の場合（換気量の低下などにより家きんの健康を害するおそれがある場合は実施を見送ることもできる）
 - フィルターや不織布の設置
 - 上記設置に向けた準備（枠の設置等）



農場で実施可能な対策を考え、必要な準備を検討



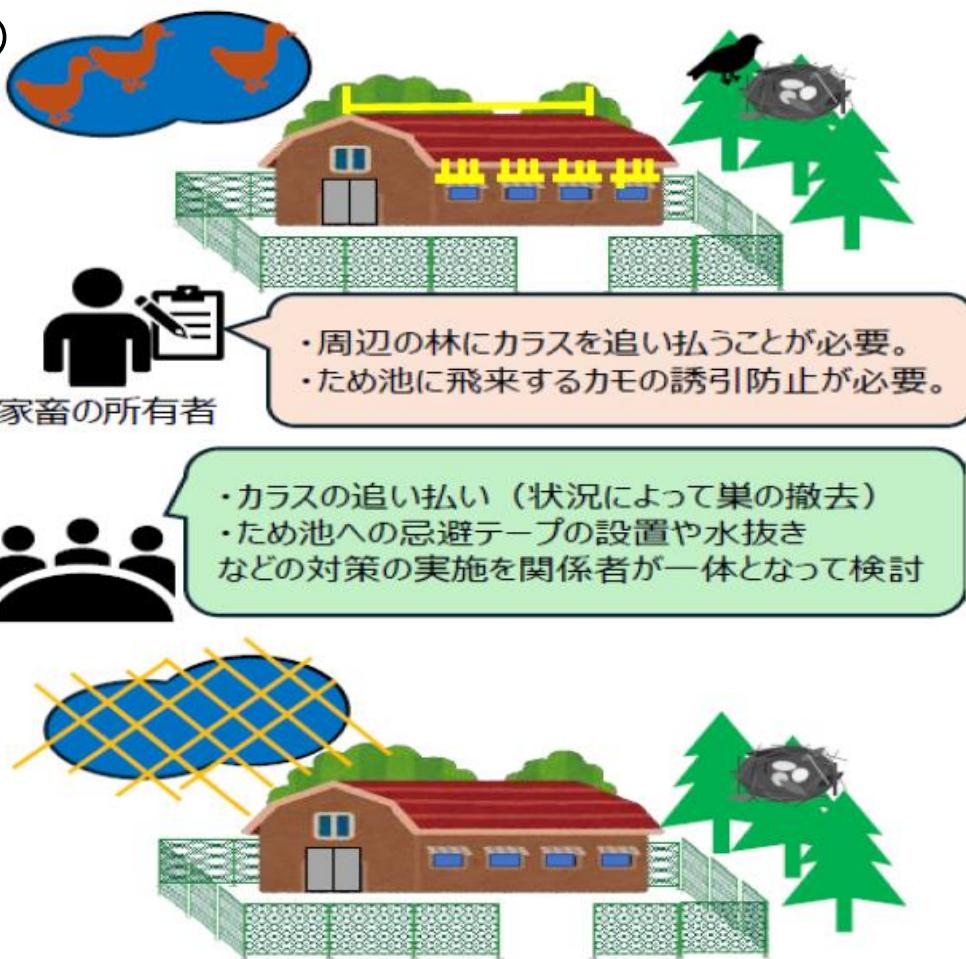
- 消毒薬や水の散布の場合
 - 動噴などの散布に必要となる機材の準備



野鳥の状況把握・誘因防止対策

- ・農場周辺の野鳥等の生息状況の把握
- ・鶏舎の屋根や開口部付近の野鳥が止まるような構造物へのテグスや鳥よけの設置などの農場内の野鳥誘引防止対策の実施
- ・地域的な実施が必要となる野鳥誘引防止対策の検討

例)



- 農場内に飛来するカラス等の野鳥の誘引源となっている場所（死亡鶏や廃棄卵、堆肥舎や飼料庫等）に寄りつかせない対策や、設置場所に応じた防鳥ネット、テグスや忌避テープ、鳥よけの設置等の野鳥誘引防止対策を実施する。
- 大臣指定地域に限らず、調整池等農場内に水場がある場合には、防鳥ネット、テグス、忌避テープ、水抜き等の野鳥誘引防止対策を実施する。

<p>鶏舎屋根のワイヤー設置</p> 	<p>農場内の水場の対策</p> <ul style="list-style-type: none">・水抜き  
<p>鳥よけや忌避テープ等の設置</p> 	<ul style="list-style-type: none">・テグス・鳥よけテープ設置 